

第3期釧路市子ども・子育て支援事業計画 概要版



令和8年3月 改訂

釧路市

(1) 計画策定の背景と趣旨

- 釧路市では、「子ども・子育て支援法」に基づく「第2期釧路市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、釧路市の実情に応じた質の高い幼児教育・保育の提供並びに地域の子育て支援の充実に関わる様々な施策を推進してきました。
- 2024 年度(令和6年度)で第2期計画の計画期間が終了することを受け、これまでの取り組みを振り返るとともに、こどもの貧困の解消に向けた対策も含めた総合的な子ども・子育て支援における本市のあり方を定め、地域の協力のもと、子育て支援の各事業を計画的に推進していくため、「第3期釧路市子ども・子育て支援事業計画」を策定するものです。

(2) 計画の位置づけ

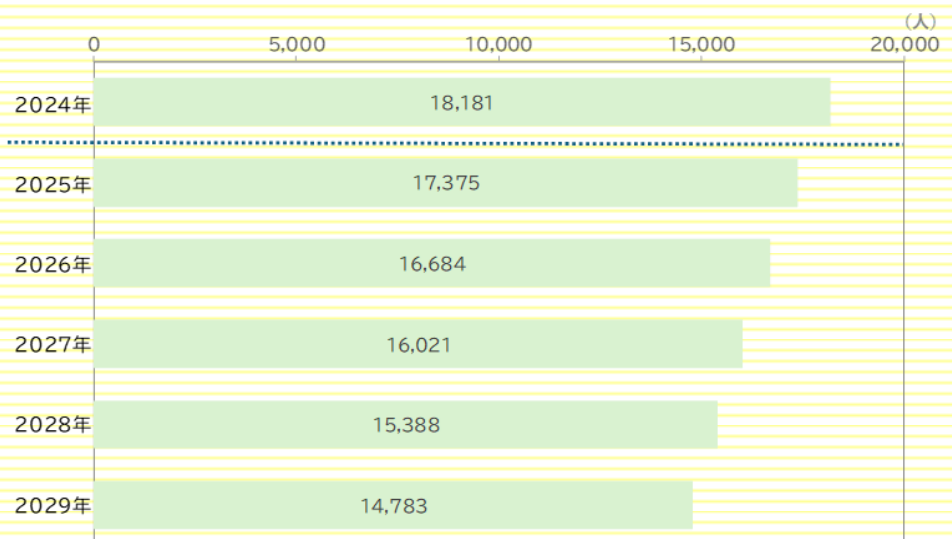
- 本計画は、子ども・子育て支援法第 61 条第1項に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」であり、次世代育成支援対策推進法に基づく「市町村行動計画」、こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律に基づく「市町村計画」としても位置付け、次世代育成に関する施策やこどもの貧困の解消に向けた施策を推進していきます。
- 計画の策定にあたっては、「釧路市まちづくり基本構想」を上位計画として「釧路市地域福祉計画」や「釧路市障がい者福祉計画(は～とふるプラン)」等の各種関連計画との整合性を図るものです。

(3) 計画の期間

- 本計画の期間は、2025 年度(令和7年度)から 2029 年度(令和 11 年度)までの5年間とします。

(1) こどもの人口(18歳未満人口)の今後の推計

- 釧路市のこどもの人口は、2024 年で 18,181 人となっています。
- 今後の推計においても、引き続き減少していくことが見込まれ、2029 年以降は 1 万 5 千人を下回るものが予想されます。



【基本理念】 生まれる喜び、はぐくむ喜び、寄り添う喜び
 - それぞれの笑顔が輝くまち・釧路 -

一人ひとりの子どもが、かけがえのない個性のある存在として認められ、子育て家庭や社会を構成する人々が日々成長するこどもの姿に未来を重ね、ともに大きな喜びと生きがいを感じられることができるまちづくりを目指します。

【基本的視点】

1:子どもを支える視点

全ての子どもが、心身ともに健やかに成長できる社会、こどもの権利が尊重され、最善の利益が実現される社会を目指します。

2:子育て家庭を支える視点

誰もが安心して子どもを産み育てることができるよう、子育てやこどもの成長に対する喜びや生きがいを感じることができる社会を目指します。

3:社会全体で支える視点

子育て家庭のみならず、多様な主体が連携し、身近な地域で子どもや子育てを見守り、支えあうことができるような社会を目指します。

4:配慮を必要とする子どもと子育て家庭を支える視点

社会的支援の必要な子どもや子育て家庭を確実に把握し、自立支援の観点も踏まえた適切な支援に結びつけ、こどもの健やかな育ちを等しく保障する社会を目指します。

基本目標 1

健やかに産み育てられる環境づくり

基本目標 2

子育て家庭を支援するための環境づくり

基本目標 3

こどもの成長を支える環境づくり

基本目標 4

子どもと子育て家庭にやさしい環境づくり

基本目標 5

貧困と格差の解消を図るとともに、配慮を要する子どもと家庭を支える環境づくり(こどもの貧困の解消に向けた対策計画)

- 計画の基本目標を実現するため、これまでの施策・事業の取組や子育て支援ニーズ等を踏まえ、施策の追加や強化・充実を行うことで、計画を推進していきます。

基本目標 1

健やかに産み育てられる環境づくり

安心して子どもを産み育てられるよう、切れ目のない支援を行うため、妊婦相談や乳幼児健診等の場を活用した子育て家庭への相談指導の充実を図るとともに、子育てを行っている保護者や子育てに携わる関係団体等の意見を聴き、支援体制の充実に努めます。

■ 施策の方向性（主な取組） ■

- (1) 安全・安心な母子保健医療等の充実
 - ・母子健康手帳の交付及び妊産婦相談、乳幼児健診、子育て教室、予防接種 等
- (2) 結婚・妊娠・出産・育児の切れ目のない支援の推進
 - ・妊婦等包括相談支援事業、産後ケア事業、先進不妊治療費等助成事業、乳幼児等訪問指導の実施 等
- (3) 学童期・思春期から成人期に向けた保健対策の充実
 - ・高校生ライフデザイン講座、中学生思春期ライフデザイン講座、思春期相談 等
- (4) 「食育」の推進
 - ・魚食の普及及び啓発、幼児食育教室、食育事業の推進、親と子の料理教室 等

基本目標 2

子育て家庭を支援するための環境づくり

全ての子育て家庭が喜びや生きがいを感じながら、安心して子育てを行うことができるよう、子育てに関する困りごとを抱えた家庭を支援するために、子育て支援総合センターやこども家庭センターを開設するとともに、子育てを地域で支える環境づくりに向けて、関係機関との連携を強化し、地域ぐるみで子育てを支えるネットワークづくりを推進します。

■ 施策の方向性（主な取組） ■

- (1) 教育・保育サービスの充実
 - ・通常保育事業、延長・休日・夜間保育事業の充実、保育所の整備、保育所職員に対する研修 等
- (2) 地域における子育て支援の充実
 - ・地域子育て支援拠点事業の推進、こども家庭センター・利用者支援事業の実施 等
- (3) 子育て支援ネットワークの構築
 - ・ファミリー・サポート・センター事業、子ども会活動への支援 等
- (4) 働きながら子育てしやすい環境の充実
 - ・放課後児童クラブの実施、男女平等参画プランに基づく啓発講座の開催、 等

基本目標3

こどもの成長を支える環境づくり

未来を担っていく子どもたちが、その成長とともに豊かな心と体を育てていくために、様々な学習の機会や日常の遊び、自然体験・社会体験などを通じ、多くの人と交わり、ふれあうことができるこどもの居場所を確保していくとともに、自ら学び、考え、行動するための生きる力を育む取り組みを進めます。施策の実施、充実にあたっては、当事者である子どもや若者から意見聴取をするとともにその意見を反映させる取組を推進します。

■ 施策の方向性（主な取組） ■

- (1) こどもの生きる力の育成に向けた教育環境等の整備
 - ・英語指導手の活用、職場体験の充実、コミュニティ・スクールの推進 等
- (2) こどもの健全育成の推進
 - ・児童館の運営、こども読書活動推進事業、青少年交流事業、多様な体験活動の機会の充実 等
- (3) こどもの権利・意見反映の取組の推進
 - ・人権擁護委員会による講話、こどもの人権パネル展 等
- (4) 家庭や地域の教育力の向上
 - ・あけぼのママースクール、家庭教育講座、世代間交流の推進、スポーツ教室の開催 等

基本目標4

こどもと子育て家庭にやさしい環境づくり

こどもや子育て家庭が、地域で安全・安心に暮らすことができるよう、生活環境の整備・改善に努めるとともに、行政や学校、家庭、地域が連携して、こども自らが身を守り、安全を確保できる能力を身に付けることができる環境づくりを進めます。

■ 施策の方向性（主な取組） ■

- (1) 安心して子育てできる生活環境の整備
 - ・子育て世帯向け住宅供給、生活道路の整備、防犯灯の整備 等
- (2) こどもを交通事故や犯罪等の被害から守る活動の推進
 - ・交通安全教育の推進、「こども 110 番の家」事業の推進 等
- (3) 心のケアが必要なこどもへの支援の推進
 - ・教育相談体制の充実

基本目標5

貧困と格差の解消を図るとともに、配慮を要するこどもと家庭を支える環境づくり（こどもの貧困の解消に向けた対策計画）

全てのこどもが、前向きな気持ちで夢や希望を持ちながら成長できるよう、生活困窮を含めた家庭内の課題を適切な支援につなげることで貧困と格差の解消を図り、良好な生育環境を確保するとともに、特別な配慮を必要とするこどもや子育て家庭に対して、早期に発見し適切な支援が行えるよう、様々な関係機関との連携を強化し、相談体制の充実を図ります。

■ 施策の方向性（主な取組） ■

- (1) こどもの貧困の解消に向けた対策の推進
 - ・生活困窮者世帯等子ども学習支援事業、ひとり親家庭就労自立支援促進事業 等
- (2) 障がい児支援・医療的ケア児対策の充実
 - ・児童発達支援センター運営の充実、障がい児保育事業の推進、放課後等デイサービス事業 等
- (3) 児童虐待防止対策の充実
 - ・釧路市家庭福祉推進連絡協議会の機能充実、虐待の予防と早期発見及びその啓発 等

(1) 子ども・子育て支援制度の全体像

- 本計画では、実際の利用状況を踏まえつつ、教育・保育を提供する区域内で需給バランスが検証できるような区域を設定するとともに、その区域ごとに施設や事業の量の見込みを算定し、その量の見込みに対する提供体制の確保内容や実施時期を定める必要があり、「子どものための教育・保育給付」及び「地域子ども・子育て支援事業」の量の見込みに対応する確保方策について定めるものです。

(2) 教育・保育提供区域について

- 本市では、教育・保育提供区域を「東部」「中部」「西部」「阿寒本町」「阿寒湖温泉」「音別」の6区域とします。
- 地域子ども・子育て支援事業については、その利用実態等から、原則として市内全域を1つの区域としますが、「延長保育事業」「放課後児童クラブ」については、教育・保育と同様、6区域とします。

(3) 量の見込みと確保方策の考え方

【量の見込みの考え方】

- 国の手引きによる推計と利用実績を踏まえ、必要に応じて補正を加え量の見込みを決定しました。

【確保方策の考え方】

- 教育・保育については既存の認可保育所・幼稚園・認定こども園による確保を基本方針としました。
- 地域子ども・子育て支援事業については、既存の施設による利用実態等に応じて決定しました。

(3) 教育・保育の量の見込みと確保方策

認定区分		実施時期	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度
○1号認定 ○2号認定 (学校教育の利用希望が強い)	3歳 ～ 5歳	量の見込み(1号認定)	1,323	1,290	1,256	1,223	1,192
		量の見込み(2号認定)	434	422	412	401	391
		量の見込み(合計)	1,757	1,712	1,668	1,624	1,583
		確保量	1,950	1,935	1,935	1,935	1,935
○2号認定 (保育の必要性あり)		量の見込み	1,215	1,176	1,137	1,102	1,067
		確保量	1,313	1,321	1,321	1,321	1,321
○3号認定 (保育の必要性あり)	0歳	量の見込み	191	188	184	180	177
		確保量	229	229	229	229	229
	1歳	量の見込み	330	323	317	311	305
		確保量	316	316	316	316	316
	2歳	量の見込み	379	372	364	358	351
		確保量	368	369	369	369	369

(4) 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

事業名	事業概要	単位	2029年度	
			量の見込み	確保量
利用者支援事業（基本型）	子ども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じて相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業	実施箇所	3箇所	3箇所
こども家庭センター	全ての妊産婦、子育て世帯、子どもを対象に継続的・包括的支援を行う相談機関	実施箇所	1箇所	1箇所
地域子育て相談機関	従来より身近な交流・相談の場としている「子育て支援センター」を「地域子育て相談機関」として位置付け、中核的な相談機関である「こども家庭センター」に適切に情報共有・連携することで、地域において重層的な相談体制を構築する機関	実施箇所	3箇所	3箇所
延長保育事業	保育認定を受けた子どもが通常利用時間を超えて、保育所、認定こども園等において保育を実施する事業	実利用人数	710人/年	710人/年
放課後児童健全育成事業	保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業	実利用人数	989人/年	989人/年
子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライトステイ）	保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業	延べ利用日数	370日/年	370日/年
乳児家庭全戸訪問事業	生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業	実世帯数	408世帯/年	408世帯/年
養育支援訪問事業	育児や家庭生活に支援が必要な世帯に対し、専門的見地による相談や助言などを行う事業	実世帯数	243世帯/年	243世帯/年
地域子育て支援拠点事業	乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業	延べ利用人数	3,417人/月	3,417人/月
一時預かり事業（幼稚園型）	幼稚園や認定こども園において、幼稚園の教育時間の前後の時間に、在園している児童を預かる事業。	延べ利用人数	86,961人/年	86,961人/年
一時預かり事業（幼稚園以外）	家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、保育所、認定こども園、ファミリー・サポート・センター、トワイライトステイにおいて、一時的に預かり、必要な保護を行う事業	延べ利用人数	3,956人/年	3,956人/年
病児・病後児保育事業	病児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等する事業	延べ利用人数	210人/年	2,610人/年
ファミリー・サポート・センター事業（就学児対象）	乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かりの援助を受けたい方（依頼会員）と当該援助を行いたい方（提供会員）との相互援助を行う事業	延べ利用人数	434人/年	434人/年
妊婦健康診査	定期的な健診において、心身の健康状態の把握、身体計測、保健指導を実施するとともに、妊娠週数に応じた医学的検査を実施する事業	延べ利用回数	6,671回/年	6,671回/年

事業名	事業概要	単位	2029年度	
			量の見込み	確保量
子育て世帯訪問支援事業	訪問し、子育てに関する情報の提供、家事・養育に関する援助等を行う事業	実世帯数	50世帯/年	50世帯/年
妊婦等包括相談支援事業	全ての妊婦・子育て家庭が安心して出産・子育てができるよう、伴走型相談支援（出産・育児等の見通しを立てるための面談等（①妊娠届出時、②妊娠8か月前後、③出生届出から乳児家庭全戸訪問までの間）やその後の継続的な情報発信等を実施し、必要な支援につなぐ相談支援）を行う事業	延べ利用回数	1,677回/年	1,677回/年
乳児等通園支援事業 （こども誰でも通園制度） ※【令和8年3月改訂】令和8年度以降、乳児等のための支援給付として実施	幼稚園、保育所、認定こども園等に通っていない0歳6か月から2歳のこどもに、適切な遊び及び生活の場を提供するとともに、当該こどもとその親の心身の状況及び養育環境を把握するための面談や当該保護者に対する子育てについての情報の提供、助言その他の援助を行う事業	定員	22人	22人
産後ケア事業	今後の健やかな育児につながるよう、利用者が宿泊して休養の機会を設け、心身のケアや育児のサポート支援を行う事業	延べ利用人数	132人/年	132人/年

6 計画の推進体制

- 本計画に含まれる分野は、保健・医療・福祉、教育・生涯学習、就労・雇用、交通・住宅・環境などの様々な施策分野にわたります。このため、こども施策に関わる関係部署間の緊密な連携に努めながら、総合的で効果的な計画の推進を図ります。
- 「釧路市子ども・子育て会議」において、各年度における「子ども・子育て支援事業計画」に基づく施策の実施状況等について点検・評価し、これに基づいた事業計画の見直しや取組内容の改善等を図ります。
- 計画期間中であっても、大きな社会情勢の変化、制度変更により、実態が本計画と乖離し、著しく供給量が不足する場合等は、必要に応じて、計画の見直しを行うものとします。

第3期釧路市子ども・子育て支援事業計画 概要版【令和8年3月改訂】

- ◆発行 2026年（令和8年）3月
- ◆発行者 釧路市こども保健部こども育成課